

『MJS かんたん！給与』をご利用のお客様へ
非課税通勤費に関する改正についてのご案内

日頃より『MJS かんたん！給与』をご利用いただき誠にありがとうございます。

所得税法施行令の一部改正により、通勤手当の非課税限度額が令和7年11月20日より引き上げされました。

つきましては、改正の概要やMJS かんたん！給与における運用手順等を下記のとおりご案内申し上げます。

【ご案内の内容】

1. 通勤手当の非課税限度額引き上げに関する改正の概要
2. システムの運用手順について
3. 今後のシステム対応について

1. 通勤手当の非課税限度額引き上げに関する改正の概要

次のとおり、自動車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額が改正されました。（令和7年11月19日公布、11月20日施行）。

通勤距離の片道	改正前	改正後	差額
2Km未満	0	0	0
2Km以上～10Km未満	4,200円	4,200円	0
10Km以上～15Km未満	7,100円	7,300円	200円
15Km以上～25Km未満	12,900円	13,500円	600円
25Km以上～35Km未満	18,700円	19,700円	1,000円
35Km以上～45Km未満	24,400円	25,900円	1,500円
45Km以上～55Km未満	28,000円	32,300円	4,300円
55Km以上	31,600円	38,700円	7,100円

※令和7年(2025年)4月1日以後の給与支給にさかのぼって差額を算出の上、年末調整にて精算することになります。

※車輌通勤が関係しない交通機関のみによる通勤手当の変更はありません。

- 詳細は国税庁ホームページの「通勤手当の非課税限度額の改正について」等をご参照ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>)

- ・「通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/pdf/03.pdf>)

2. システムの運用手順について

令和7年11月20日施行となりましたが、令和7年分年末調整対応版は既にご提供済みです。

よって、システムによる対象者の自動判定や自動計算は行われません。

このため、4月以降の支給済みの給与について差額を算出の上、年末調整にて精算する運用となります。

※本来は11月20日支給以後の給与から今回の非課税限度額が適用されますが、11月も従来の非課税限度額で支給された想定での説明となります。

① 該当社員の確認

『賃金台帳』(単位:社員)にて、令和7年中に「課税通勤費」が支給されている社員を確認します。

「課税通勤費」が支給されていない社員は該当しません。



賃金台帳							
単位:	社員	過去の支給分を追加(A)					
000001	東京一郎	<input type="checkbox"/> 退職者を非表示にする					
令和7年9月分	令和7年10月分	令和7年11月分	令和7年12月分	夏季賞与	冬季賞与	合計	
基本給	365,000	365,000	365,000	365,000	0	0	4,365,000
賞与	0	0	0	0	800,000	700,000	1,500,000
普通残業手当	0	0	0	0	0	0	0
深夜残業手当	0	0	0	0	0	0	0
休日出勤手当	0	0	0	0	0	0	0
休日深夜残業	0	0	0	0	0	0	0
非課税通勤費	18,700	18,700	18,700	19,700	0	0	225,400
課税通勤費	1,300	1,300	1,300	300	0	0	14,600
課税支給計	366,300	366,300	366,300	365,300	800,000	700,000	5,879,600

② 差額の確認方法

『賃金台帳』にて4月～11月の「非課税通勤費」「課税通勤費」の金額を確認します。



賃金台帳											
単位:	社員	過去の支給分を追加(A)									
000001	東京一郎	<input type="checkbox"/> 退職者を非表示にする									
令和7年3月分	令和7年4月分	令和7年5月分	令和7年6月分	令和7年7月分	令和7年8月分	令和7年9月分	令和7年10月分	令和7年11月分	令和7年12月分		
基本給	360,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000	365,000
賞与	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
普通残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜残業手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日出勤手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日深夜残業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税通勤費	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	18,700	19,700	
課税通勤費	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	300
課税支給計	361,300	366,300	366,300	366,300	366,300	366,300	366,300	366,300	366,300	365,300	365,300

③ 差額の算出方法

4月支給～11月支給毎に非課税限度額の差額を算出し、8ヶ月分を集計します。

「課税通勤費」が0円の支給月は該当しません。

「非課税通勤費」が150,000円の支給月は該当しません。（交通機関使用）

「非課税通勤費」が4,200円以下の支給月は該当しません。（通勤距離「10km未満」）

非課税通勤費	通勤距離の片道	支給月の差額
0	2Km未満	0(非該当)
4,200円	2Km以上～10Km未満	0(非該当)
7,300円	10Km以上～15Km未満	200円または課税通勤費の小さい方の金額
13,500円	15Km以上～25Km未満	600円または課税通勤費の小さい方の金額
19,700円	25Km以上～35Km未満	1,000円または課税通勤費の小さい方の金額
25,900円	35Km以上～45Km未満	1,500円または課税通勤費の小さい方の金額
32,300円	45Km以上～55Km未満	4,300円または課税通勤費の小さい方の金額
38,700円	55Km以上	7,100円または課税通勤費の小さい方の金額

< (例) 「非課税通勤費」18,700円で、「課税通勤費」が1,300円の場合>

表の通勤距離「25km以上～35km未満」の差額「1,000円」

「課税通勤費」が大きいため、その支給月の差額は「1,000円」になります。

< (例) 「非課税通勤費」18,700円で、「課税通勤費」が800円の場合>

表の通勤距離「25km以上～35km未満」の差額「1,000円」

「課税通勤費」が小さいため、その支給月の差額は「800円」になります。

④ 差額の入力

③ で計算された「差額」を『年末調整明細』で「調整欄」に入力します。入力する場合は、マイナス金額で入力する必要があります。

課税支給額から控除するため、マイナス金額で入力します

調整欄	-9,000	-9,000	0	0
-----	--------	--------	---	---

⑤ 帳票での確認

その他の年末調整に関するデータを入力・確認した上で年調計算を行うことにより、『年調データ入力』の「源泉徴収簿」で入力した差額および年調計算の結果が確認できます。

「調整欄」に入力した金額が「給料手当等」から控除され、年末調整で精算されます。

甲欄 乙欄 所属	(前後番号)						氏名 東京一郎 (生年月日昭和52年4月1日)	整理番号 000001
	給料金額	職名	住所	月別	還付又は被収した税額	差引税額		
前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額								
同上(税額にさき直し又は被収した税額)	月別	還付又は被収した税額	差引税額	月別	還付又は被収した税額	差引税額		
支給月	支給月	総支給金額	社会保険料等の控除額	社会保険料等控除後の給与等の金額	扶養家族	算出税額	年末調整による過不足税額	差引税額
支給月	支給月	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)
前職等								
1 1/25	361,300	55,345	302,955	0	8,910	8,910		
2 2/25	361,300	55,345	302,955	0	8,910	8,910		
3 3/25	361,300	55,345	302,955	0	8,910	8,910		
4 4/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
5 5/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
6 6/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
7 7/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
8 8/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
9 9/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
10 10/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
11 11/25	366,300	55,345	307,955	0	8,910	8,910		
12 12/25	366,300	55,345	306,955	0	8,910	8,910		
計								
	4,379,600	700,140	3,679,460		106,920			
黄	1 6/10	800,000	122,800	677,200	(税率5.10% 55,313)	55,313		
与	2 12/10	700,000	107,450	592,550	(税率5.10% 48,399)	48,399		
等	3 4/1				(税率 %)			
	計	1,500,000	230,250	1,269,750		103,712		
	調整額	-9,000		-9,000				
		5,870,600	930,390	4,940,210		210,632		

入力した差額が「調整欄」
に出力されます

※『源泉徴収簿』の余白への「非課税となる通勤手当」の出力については、1ページ目の「通勤手当の非課税限度額の引き上げに関するQ&A」(国税庁ホームページ)のQ11に省略しても差し支えない旨の記載がありますので、システムでの対応は行いません。

◆「③差額の確認方法」で支給額が異なる月がある場合は、引っ越しなどで通勤費の支給額が変更されたことがあります。システムで過去月の履歴情報は保持していませんので、会社に保管されている資料等にてご確認ください。

3. 今後のシステムの対応について

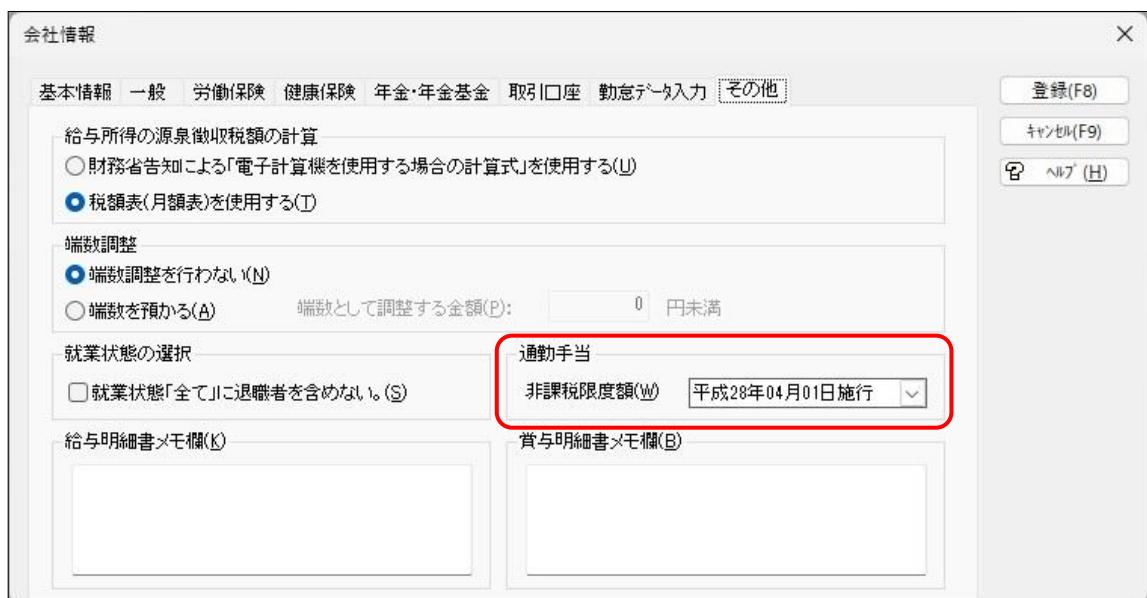
今回改正された「10 Km 以上～15Km 未満」～「55 Km 以上」までの非課税通勤費の計算の設定は、

2025年12月にリリース予定の MJS かんたん！給与 Ver13.0.014.0にて対応予定です。

リリース後に、以下の運用手順を行っていただくことにより、改正後の非課税限度額が反映されます。

① 非課税限度額の変更

令和 7 年 12 月分給与開始後に、設定メニューの「会社情報」で「非課税限度額」を「平成 28 年 04 月 01 日施行」から「令和 07 年 11 月 20 日施行」に変更することで、改正後の非課税限度額が反映されます。



※「令和 7 年 11 月 20 日施行」は、2025 年 12 月リリース以降に選択できます。

- ◆ 2025 年 12 月リリースより前に 12 月支給済みの場合は、年末調整では 4 月支給～12 月支給までの 9 カ月分の非課税限度額の差額を精算します。非課税限度額の変更は、翌年 1 月分給与開始後に行います。

また、2026 年 4 月には駐車場代が非課税限度額に追加されるなど、更なる改正が予定されています。そちらの改正内容は 2026 年 3 月にリリース予定です。

以上